

南九州市林道管理条例

(目的)

第1条 この条例は、森林の健全な育成を図るため、市が管理する林道及びこれに隣接する林地を保全するとともに、林道の機能が十分に発揮できるよう良好な状態で維持管理することにより、林業振興及び林道周辺の自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 南九州市民有林林道台帳 林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)第7条の規定に基づき作成された台帳をいう。
- (2) 林道 南九州市民有林林道台帳に登載されたものをいう。

(管理方法)

第3条 林道の管理は、市が行う。ただし、竹木及び草の伐採や清掃等の管理については、原則として当該林道を使用する者が行うものとする。

(使用許可)

第4条 林道を使用する者は、次に掲げる場合を除いて市長の許可を受けなければならない。

- (1) 林産物の搬出又は造林、間伐、伐採その他の森林施業の用に供するとき。
- (2) 当該林道を日常生活の用に供するため使用するとき。
- (3) 登山、ハイキング、散策等レクリエーションの用に供するとき。
- (4) 市が発注する工事や委託業務の用に供するとき。
- (5) その他市長が認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、林道の使用を許可することができる。

- (1) 前項第1号の目的のための通行に支障を来すおそれがあるとき。
- (2) 林道を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 林道の通行に危険をもたらすおそれがあるとき。
- (4) 林道周辺の自然環境の保全に支障を来すおそれがあるとき。

3 市長は、林道使用の許可に際し、林道の管理上必要な条件を付することができる。

(危険防止の指示)

第5条 市長は、林道沿線にある土石、竹木、工作物等が林道に損害を及ぼし、又は通行に危険をもたらすおそれがあるときは、その所有者又は管理者に対し、必要な措置を指示することができる。

2 林道を使用する者は、この条例で定めた事項及び市長が設置した標識等の指示事項を遵守し、交通の安全に留意して通行しなければならない。

(禁止行為)

第6条 市長は、林道の使用につき、次に掲げる行為を禁止する。ただし、市長が特に必要と認めた行為は、この限りでない。

- (1) みだりに林道を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに林道に土石、竹木、ごみ、汚物その他これらに類するものをたい積し、又は投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、正当な理由がなく林道の機能、構造等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(車両の通行に関する措置)

第7条 市長は、林道の適切な維持管理及び車両の通行の安全を確保するために必要がある場合、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 車両の通行の禁止又は制限
- (2) 積載又は重量の制限
- (3) 速度の制限
- (4) その他構造の保全又は通行の危険防止のための必要な措置

2 市長は、前条各号に掲げる行為を防止するため、林道に必要な施設を設置することができる。

(違反に対する措置)

第8条 市長は、この条例に違反した者に対し、林道の使用禁止を命じることができる。

(損害賠償等)

第9条 市長は、林道の使用方法に適正を欠いたことにより生じた損傷又は汚損についてその使用者に対し林道を原状に回復させ、又は損害賠償を求めることができる。

(その他)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。